

新潟県都市公園情報モニターを募集します

都市公園を利用する県民の皆さんの視点を、公園の利用及び管理に取り入れるため、モニターを募集します。
モニターから寄せられたご意見は、公園の指定管理者への指導や管理・運営の改善及び評価に活かされます。

1. モニターを募集する都市公園

公園名	地区・地域名
紫雲寺記念公園	
鳥屋野潟公園	女池地区、鐘木地区、スポーツ公園北地区、スポーツ公園南地区
県立植物園	
島見緑地	
聖籠緑地	
奥只見レクリエーション都市公園	小出地域、須原地域、大湯地域、浅草岳地域、道光・根小屋地域、浦佐地域
大潟水と森公園	

2. モニターの期間

依頼の日から平成 23 年 3 月 31 日までとします。ただし、次年度以降についてもモニター更新をお願いする場合があります。

3. モニターの業務内容

- 担当区域の公園において、日頃、公園を利用する中で、気付いたことを概ね年 4 回程度の報告をしていただきます。
- 担当区域の公園の管理・運営状況について、県が指定する公園モニター評価報告シートに評価結果の記入（年 1 回の見込み）をしていただきます。

4. 応募資格

県内に在住する年齢 20 歳以上（平成 22 年 4 月 1 日現在）で、年間を通じて県立都市公園を利用し、都市公園の利用や管理に関心のある個人または、地域の代表者（町内会、自治会、NPO 団体など）で、積極的に情報の提供ができる方。
ただし、次に掲げる者は除く。

- 国会議員
- 新潟県議会議員
- 常勤の新潟県職員
- 県立都市公園の指定管理者の役員及び従事者等又は、それらの者と利害関係のある者

5. 応募方法

次の書類を募集期間中に、県庁行政庁舎 6 階の都市政策課緑化・公園スタジアム班（4 月 1 日以降は都市整備課都市公園班）に持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

- 新潟県都市公園情報モニター応募申込書（公園管理事務所に用意してあります。県ホームページでも入手できます。）
※モニター応募の動機を具体的に記入してください。字数が不足する場合は、別紙に記入したものを提出しても構いません。
なお、提出された書類は、返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- 募集期間；平成 22 年 3 月 19 日（金）～4 月 19 日（月）午後 5 時まで
（なお、持参の場合、土曜日、日曜日は閉庁のため受付できません。）
※電子メールでの応募の場合、メールの標題を「公園モニター応募」としてください。

6. 選考方法

応募申込書により審査し、決定します。

7. その他

その他詳細については、新潟県都市公園情報モニター公募要領（公園管理事務所に用意してあります。県ホームページでも入手できます。）を参照していただくか、下記にお問い合わせください。

8. 問い合わせ先

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1
新潟県土木部都市局都市政策課 緑化・公園スタジアム班
電話：025-280-5265
電子メール：ngt160010@pref.niigata.lg.jp

4 月 1 日以降

新潟県土木部都市局都市整備課 都市公園班
電話：025-280-5440
電子メール：ngt160050@pref.niigata.lg.jp